

## 4 水 道

### ◎水道の届出【水道事業所 ☎42-2111（内線 271～273）】

転居・新築などに伴う水道の使用開始や使用中止の届出は、水道事業所へ速やかにお願ひします。

### ◎水道料金【水道事業所 ☎42-2111（内線 271～273）】

#### ●水道料金表（1月につき・税込）

用 途	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (円) (1 m <sup>3</sup> につき)
家 庭 用	10	1,794	205
営 業 用	10	2,307	257
団 体 用	10	2,307	257
浴場営業用	100	10,893	180
臨 時 用	10	3,845	385
工 業 用	200	38,448	231
プール用	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき		231 円

#### ●メーター使用料金表（1月につき、税込）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料 (円)	176	293	352	528	705	3,055	4,111

#### ●毎月の水道料金は次の計算方法で求めます。

毎月の水道料金＝基本料金＋（超過水量×超過料金）＋メーター使用料

#### ●検針

1か月に1回行います。（冬期間1月から3月の3か月間、積雪により検針できないときは、基本料金のみ納付いただき、4月の検針で精算いたします）

#### ●納入通知書

検針後、毎月15日に同月末日を納期限とする納入通知書を送付しますので、この納入通知書によりお支払いください。

#### ●口座振替

毎月20日に振替します（再振替は翌月20日に行いますので、前日までに口座に入金願ひます）。口座振替での支払いを希望する場合は、取引のある金融機関へ通帳と印鑑を持参し、申込の手続きをしてください。

◎水道の故障・漏水【水道事業所 ☎42-2111（内線 271～273）】

宅地内の給水装置は、お客様の管理となりますので、宅地内の水道に異常が生じたときや漏水を発見したときは、村の指定工事業者に調査・修理を依頼してください。ただし、公道及び宅地内の第1止水栓までの漏水修理は水道事業所が行います。

区 域	名 称	所 在 地	電話番号
九戸村	東井住設	九戸村大字戸田第19地割61番地48	43-2742
	真下設備	九戸村大字山根第7地割3番地2	43-2838
	有限会社 千葉建築	九戸村大字長興寺第15地割66番地124	42-3375
	新世水機	九戸村大字伊保内第2地割61番地1	42-2831
	有限会社 新成建設	九戸村大字長興寺第15地割66番地453	43-3891
	有限会社 エムコンズ	九戸村大字伊保内第16地割30番地3	42-3310
	南部電化チェーン九戸店	九戸村大字伊保内第12地割31番地1	42-3942
二戸市	馬淵川設備 株式会社	二戸市福岡字五日町15番地	23-7511
	二戸ガス 株式会社	二戸市仁左平字北井沢6番地	23-4155
	松田電気 株式会社	二戸市金田一字馬場44番地1	27-4125
	株式会社 菅文	二戸市堀野字長地75番地4	23-5115
	有限会社 フタバ	二戸市金田一字沖20番地2	27-2005
	有限会社 八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面241番地1	27-4545
	昭和建設工業株式会社	二戸市金田一字ハツ長45番地3	27-4101
	株式会社丸竹興業	二戸市米沢字下平101番地24	23-7751
軽米町	有限会社 小笠原電気水道	軽米町大字軽米第10地割76番地	46-2627
	工藤金物株式会社	軽米町大字軽米第8地割66番地4	46-2419
	合資会社 長谷川金物店	軽米町大字軽米第4地割62番地3	46-2040
	株式会社 上柿建設	軽米町大字上館第30地割65番地	45-3515
	株式会社 末迎建設	軽米町大字軽米第4地割83番地17	46-2920
一戸町	株式会社 田中建設	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢22番地1	33-4111
	株式会社 デンドウ住宅	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口51	31-1234
	株式会社東野組	二戸郡一戸町一戸字本町115	33-2627
葛巻町	ハタナカ水道	岩手郡葛巻町葛巻56-86	0195-66-1364
久慈市	蒲野建設 株式会社	久慈市山形町大字川井第9地割32番地2	0194-72-2211
八幡平市	有限会社 佐々長水道	八幡平市田頭第17地割78番地	0195-76-2258
盛岡市	J・ウォーター株式会社	盛岡市上堂三丁目13番35号	019-646-9511
	株式会社クラシアン	盛岡市前九年第2地割6番地10 サライズ SASAKI 1F	019-645-8711
県 外	有限会社 北桜水道建設	青森県八戸市南郷区大字中野字大久保山中15番地106	0178-82-2106
	アクア設備 株式会社	青森県八戸市沼館一丁目2番12号	0178-72-1500
	西浦水道建設工業 株式会社	青森県八戸市沼館一丁目7番38号	0178-22-5167
	住宅設備 さいとう	青森県八戸市大字石手洗字斎郷11番地5	0178-96-1502
	友住技研工業株式会社	青森県八戸市大字市川町字古館58番地5	0178-80-7535
	有限会社小野寺水道設備工業	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地14番地8	0176-55-4789

## ◎水道未普及地域飲料水確保対策事業

【水道事業所（地域整備課上下水道係） ☎42-2111（内線 271～273）】

上水道の給水区域外の方が簡易な水道を設置する場合、その半額を補助します。

### ●補助金交付の対象者

水道未普及地域で生活を営み飲料水を確保するため、次の工事を実施する者とする。  
なお、飲料水が確保された後は、工事内容が別であっても再度の補助対象事業は実施できません。ただし、水道法第4条に基づく水質基準を超過した場合は再度の補助対象事業となります。

- (1) 取水施設工事
- (2) ろ過施設工事（機器等の消耗品を除く）
- (3) 配水共同管（内径 50 mm以上）布設工事
- (4) 井戸用ポンプ更新工事（法定耐用年数を経過した者に限る。ただし、法定耐用年数を経過後は、再度補助金交付の対象とする。）

### ●補助金額

配水共同管布設工事については材料費、取水施設工事及び濾過施設工事については工事費の2分の1に相当する額で、限度額は次のとおりです。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) 1世帯単独で実施する場合    | 400,000 円   |
| (2) 2世帯共同で実施する場合    | 600,000 円   |
| (3) 3世帯共同で実施する場合    | 800,000 円   |
| (4) 4世帯以上の共同で実施する場合 | 1,000,000 円 |